

**令和３年度**

**府 立 学 校 に 対 す る 指 示 事 項**

～ 未 来 を く 教 育 を め ざ し て ～

**大阪府教育委員会**

目　次

[■令和３年度の取組みの重点](#_Toc29304148)

特別重点　新型コロナウイルス感染症に係る対応 3

[重点1　公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上 5](#_Toc29304149)

[（１）【「確かな学力」の育成と授業改善】 5](#_Toc29304150)

[（２）【ＩＣＴを活用した取組みの推進　－１人１台端末の導入に向けて－】 6](#_Toc29304150)

[（３）【グローバル人材の育成】 6](#_Toc29304151)

[重点２　障がいのある子どもの自立支援 6](#_Toc29304152)

[（４）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】 6](#_Toc29304153)

[（５）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】 7](#_Toc29304154)

[重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ 8](#_Toc29304155)

[（６）【人権尊重の教育の推進】 8](#_Toc29304156)

[（７）【いじめの防止】 9](#_Toc29304157)

[（８）【情報リテラシーの育成】 10](#_Toc29304158)

[（９）【中途退学・不登校の未然防止】 10](#_Toc29304159)

[（10）【部活動の取組み】 10](#_Toc29304160)

[重点４　健やかな体のはぐくみ 11](#_Toc29304161)

[（11）【薬物乱用防止の取組み】 11](#_Toc29304162)

[重点５　教員の資質向上 11](#_Toc29304163)

[（12）【教職員の組織的・継続的な人材育成】 11](#_Toc29304164)

[（13）【不祥事の防止】 12](#_Toc29304165)

[（14）【体罰・セクハラ防止の取組み】 12](#_Toc29304166)

[（15）【職場におけるハラスメントの防止】 13](#_Toc29304167)

[（16）【「指導が不適切である」教員への対応】 13](#_Toc29304168)

[重点６　学校の組織力向上と開かれた学校づくり 14](#_Toc29304169)

[（17）【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】 14](#_Toc29304170)

[（18）【働き方改革】 14](#_Toc29304171)

[（19）【個人情報の適正な管理】 15](#_Toc29304172)

[（20）【学校会計事務等の適正化】 15](#_Toc29304173)

[重点７　安全で安心な学びの場づくり 16](#_Toc29304174)

[（21）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】 16](#_Toc29304175)

[（22）【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】 16](#_Toc29304176)

[（23）【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】 17](#_Toc29304177)

[（24）【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】 18](#_Toc29304178)

[重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援 18](#_Toc29304179)

[（25）【家庭教育支援の充実】 18](#_Toc29304180)

# ■令和３年度の取組みの重点

特別重点　新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないよう指導するとともに、教職員に過度な負担がかかることのないよう十分留意する必要がある。

ア　子どもの安心・安全の確保

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」をもとに、学習活動、学校行事、部活動その他学校生活の様々な場面（給食や休み時間、清掃時等）における感染症対策を継続しながら教育活動を行うこと。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築すること。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支援すること。

　イ　学びの保障

　学習指導要領等の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めること。

　また、各学校において教育課程を実施するにあたっては、幼児・児童・生徒の前年度の学びの定着等に十分配慮すること。

　加えて、感染症の発生等による学校の臨時休業や、感染拡大等により登校できない幼児・児童・生徒への対応として、家庭学習に活用できる教材等を工夫するとともに、ＩＣＴを活用するなど、すべての幼児・児童・生徒の学びを保障すること。

ウ　人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させること。

エ　教職員の負担軽減

新型コロナウイルス感染症に係る対応においては、学習支援員、スクールサポートスタッフ等の外部人材を活用した業務の効率化や、ＧＩＧＡスクールサポーター等の支援によるＩＣＴの活用等により、教職員に過度な負担がかかることのないよう十分留意すること。

|  |
| --- |
| **全体に係る資料**「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」（最新版を参照すること）「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」（最新版を参照すること）「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式」～』」文部科学省（最新版を参照すること）**イに係る資料**「令和２年度から令和４年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について」（令和２年８月21日・教高第2311号）「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（令和２年６月）文部科学省「新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について」（令和２年５月25日・教高第1556号）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」（令和２年５月15日・教高第1505号）「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和２年５月１日・教高第1371号）**ウに係る資料**「児童向け資料『しんがたコロナについて　じぶんの　気もちに　気づく』及び生徒向け資料『新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別に気づくために』について」（令和２年６月19日・教人第1047号） |

## 重点1　公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

－ 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 －

### （１）【「確かな学力」の育成と授業改善】

　新学習指導要領や高大接続改革を踏まえて、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を行うための取組みが必要である。

　そのためには、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、その実現のために必要な資質・能力を明確にし、それを各教科等の指導のねらいとして設定した上で授業等を行っていくことが大切である。

　また、学習到達目標、評価の観点の趣旨と評価方法を「指導と評価の年間計画（シラバス）」に位置付ける際には、上記の視点を踏まえるとともに、指導と評価の一体化を行い、授業改善に努めることが必要である。

ア　「幼児理解に基づいた評価」や「観点別学習状況の評価」を進めるとともに、計画・実践（指導）・評価・改善という一連の活動を繰り返すことにより授業等の改善を行うこと。

イ　「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして授業を行うこと。

ウ　新学習指導要領の内容について、教職員に周知を徹底するとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。

エ　移行措置については、通知に基づき遺漏なく実施すること。高等学校及び支援学校高等部においては、特に、新学習指導要領の「道徳教育に関する配慮事項」や同要領解説の「総合的な探究の時間改訂の趣旨及び要点」に留意すること。

|  |
| --- |
| 「『観点別学習状況の評価』実施の手引き　改訂版」（令和２年12月）「平成31年４月１日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）」（令和元年９月25日・文部科学省）「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」（平成31年３月28日・文部科学省）「幼児理解に基づいた評価」（平成31年３月・文部科学省）「特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年４月１日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）」（平成31年２月４日・文部科学省）「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年２月）「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中の学習指導等について」（平成30年８月31日・文部科学省）「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年３月・文部科学省）「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年７月７日・文部科学省）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年４月28日・文部科学省）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示,小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年３月31日・文部科学省）「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（平成26年１月28日・文部科学省）「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年４月１日・文部科学省）「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和２年４月） |

### （２）【ＩＣＴを活用した取組みの推進　－１人１台端末の導入に向けて－】

　　１人１台端末の導入に向けて、児童・生徒の学習活動を一層充実させるため、各学校においてはＩＣＴをより効果的に活用していく必要がある。

ア　各教員が、教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にＩＣＴを効果的に取り入れ、一斉学習、個別学習及び協働学習を組み合わせることにより、児童・生徒の学びの深化を図ること。

イ　校内体制を整備し、ＩＣＴを活用した授業実践に向けた教員研修の実施や好事例の共有等、学校として組織的な取組みを推進すること。

ウ　取組みの推進に当たっては、国や府教育庁が作成する資料や府教育センターが行う研修及び校内研修支援も活用すること。

|  |
| --- |
| 「オンライン学習を進めるための実践ガイドブック～G Suite for Education を活用して～」（令和２年９月） |

### （３）【グローバル人材の育成】

Society5.0時代の到来に向け、グローバル化や情報化などが加速度的に進展する社会においては、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点も踏まえた、国際的な視野や問題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。

ア　国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語の４技能（「聞く・話す・読む・書く」）をバランス良く育成すること。そのため、英語スピーキングテストを実施するなど、英語を話す力の育成に努めること。

イ　国際交流等により文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むように努めること。

ウ　理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

|  |
| --- |
| 「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」（平成31年１月）「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」（平成30年９月）「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」（平成30年６月11日・教高第1760号）「『英語を話す力』を伸ばすための教材集」（平成30年３月） |

## 重点２　障がいのある子どもの自立支援

### （４）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進することが必要である。

ア　新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ　府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

### （５）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉医療関係人材及び関係機関との連携を進める必要がある。

ア　学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。

イ　障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携した上で、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図ること。

ウ　医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう校内体制の整備・充実等に努めること。

エ　障がいのある児童・生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、職場見学等の体験学習の充実に努めるなど、早期からのキャリア教育を計画的・総合的に進めること。

オ　府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実させること。

カ　通級指導教室を設置する府立高校においては、通級による指導の成果の発信に努めること。府立高校においては、通級指導教室設置校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の状況に応じた指導・支援の充実を図ること。

キ　府立支援学校においては、地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等による相談体制の整備に努め、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

ク　府立支援学校においては、教育課程の点検・改善に努め、特色ある学校づくりをめざすこと。特に、高等部職業コースの充実や地域・企業と連携した教育課程の編成等により、就労や社会参加につながるキャリア教育を一層推進すること。

ケ　府立支援学校においては、部活動等による放課後や長期休暇中の学校教育活動を関係機関との連携により充実させ、障がい者スポーツ・文化芸術活動の促進を図ること。

コ　新型コロナウイルス感染症対策においては、特に、自身の状況や気持ちを表すことが難しいなど配慮の必要な幼児・児童・生徒や、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医や学校医、保護者との連携をより一層進め、校内支援体制を整備し、組織的に対応すること。

|  |
| --- |
| 「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（最新版を参照すること）「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」（令和２年３月）文部科学省「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年５月・文部科学省、厚生労働省）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成28年12月９日・文部科学省）「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規定」及び「大阪府教育委員会障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」（平成28年４月施行）「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（平成28年４月改訂）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年４月１日施行）「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成20年７月）「特別支援教育の推進について」（平成19年４月１日・文部科学省） |

## 重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ

### （６）【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権３法［※１］や府人権関係３条例［※２］をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等、あらゆる教育活動において人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

その際、ＳＮＳ等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ　幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

エ　すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

|  |
| --- |
| ［※１］人権３法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年４月施行）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年６月施行）「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）［※２］府人権関係３条例「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月・令和元年10月一部改正）「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年11月）「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ（解説編）ver.35』」（令和３年３月発行予定）「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年３月改訂）「大阪府人権教育推進計画」（平成27年３月）「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」（平成26年７月）「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年４月・閣議決定）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年３月・文部科学省）「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年３月）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月施行）「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年３月一部改訂） |

### （７）【いじめの防止】

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に組織的に取り組む必要がある。

ア　いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識した上で組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。

イ　いじめの早期発見については、日常より幼児・児童・生徒の理解に努めるとともに、幼児・児童・生徒の不安や多様な悩みをしっかり受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。

ウ　相談窓口の設置等、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。

エ　いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に当該事象に係る情報を報告するよう指導すること。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないよう迅速かつ適切に対応すること。

オ　いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

カ　新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒、障がいのある幼児・児童・生徒、外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

|  |
| --- |
| 「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）「府立学校におけるいじめ対応について」（令和元年６月27日・教高第2128号）「大阪府いじめ防止基本方針」（平成30年３月改訂）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年３月・文部科学省）「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年３月改定・文部科学省）「いじめ防止対策推進法」（平成25年９月28日施行）「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年８月）「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年６月） |

### （８）【情報リテラシーの育成】

情報社会や技術革新が加速度的に進み、日常生活や学校等での学びが変化していく中で、児童・生徒には、１人１台端末の導入に向けて、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための資質・能力を身に付けさせていく必要がある。とりわけ、ＳＮＳ上でのいじめやトラブルが多数生起していることや、ネットワーク上で有害情報が発信されている現状を踏まえ、情報を発信する際の基礎的な資質・能力を育成する必要がある。

ア　情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルを育成する取組みを行うこと。

イ　校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

|  |
| --- |
| 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム　追加資料」（令和元年９月更新）「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成29年２月）「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言２」（平成24年３月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議）「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年３月） |

### （９）【中途退学・不登校の未然防止】

府立高校の中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を進め、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

ア　中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、キャリア教育を推進すること。

イ　とりわけ中途退学の多い学校においては、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。

ウ　不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、校内の相談体制の充実を図ること。

エ　中途退学・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各学校の状況に応じた教育活動のさらなる推進を図ること。

オ　不登校の生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、再び登校できるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという視点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組みを進めること。

カ　今般の新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレス、家庭環境の変化などに起因して、個別の支援が必要な生徒が増加していると考えられることから、生徒の実態把握に一層努めること。

|  |
| --- |
| 「働く前に知っておくべき13項目」（令和２年８月）「中退の未然防止のために　実践事例集」（平成27年５月）「中退の未然防止のために」（平成22年３月）） |

（10）【部活動の取組み】

　　各学校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア　「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）に則り、各学校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

イ　学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

|  |
| --- |
| 「部活動の適切な運営について」（令和元年12月２日・教保第2211号）「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月・文化庁）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年３月・スポーツ庁）「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成28年12月７日・教職企第1838号）「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成25年６月・文部科学省）「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年７月31日・教委高第2149号） |

重点４　健やかな体のはぐくみ

### （11）【薬物乱用防止の取組み】

　　大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

ア　学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年１回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月１日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。とりわけ、府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっていることから、正しい知識の普及、啓発を図ること。

|  |
| --- |
| 「大麻等薬物乱用防止教育の充実及び啓発資料の活用について」（令和２年９月４日・教保第1815号）「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成30年10月24日・教保第2007号）「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」（平成30年９月27日・教高第2799号）「薬物乱用防止教育の推進について」（平成28年２月５日・教委保第2448号）「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月１日施行） |

## 重点５　教員の資質向上

### （12）【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。とりわけ、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。加えて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア　「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。

イ　生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めること。

ウ　「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

|  |
| --- |
| 「次世代の教職員を育てる　ＯＪＴのすすめ」（令和３年３月改訂予定）「教職員人権研修ハンドブック」（令和３年３月改訂予定）「初任者等育成プログラム」（令和３年３月改訂予定）「大阪府教員等研修計画」（令和３年３月改訂予定）「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和３年３月発行予定） |

（13）【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

ア　不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ　事案が生起した場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ　幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

|  |
| --- |
| 「教職員の綱紀の保持について（通達）」（令和２年11月30日・教職人第3563号）「不祥事予防に向けて　自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（令和２年３月改訂）「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和２年２月）「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月26日改正）「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（平成23年10月４日改正） |

### （14）【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生起した場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

ア　校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。

イ　校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。

ウ　万一、事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

|  |
| --- |
| 「令和２年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」（令和２年７月６日・教高第1938号）「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」（平成29年12月８日改正）「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年５月改訂）「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年８月20日・教委高第2328号）「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年３月21日・教委高第3966号）「セクシュアル･ハラスメント防止のために－障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点－」（平成22年11月）「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年４月）「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」（平成20年３月改訂）「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために　Ｑ＆Ａ集」（平成15年３月） |

（15）【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア　職場におけるハラスメントの防止に向けて、指針の周知徹底を図るとともに、校内研修の充実や「パワハラ　セルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ　校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図るとともに、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。

ウ　まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための校内研修を実施するなど再発防止に努めること。

|  |
| --- |
| 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和２年６月30日改正）「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和２年６月30日改正）「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和２年６月30日改正）「ハラスメント『０（ゼロ）』に向けて」教育長メッセージ（平成27年７月16日・教委職人第1863号） |

### （16）【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア　校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。

イ　府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。

ウ　校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。

エ　新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

|  |
| --- |
| 「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（平成31年４月改訂） |

## 重点６　学校の組織力向上と開かれた学校づくり

（17）【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

学校経営に当たり校長・准校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

ア　すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努め、教職員の組織力の向上を図ること。

イ　いじめ・虐待等の生徒指導事象はもとより、感染症や災害への対応等あらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できる組織となっているか、常に見直しを図ること。

|  |
| --- |
| 「学校組織運営に関する指針」（平成31年１月16日改訂） |

（18）【働き方改革】

府立学校において、各学校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア　「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年３月）」などをもとに、着実に取組みを進めること。

イ　定時退庁に努め、遅くとも午後７時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」を、少なくとも週１回設定すること。なお、定時制及び通信制の課程にあっては、定時退庁に努めること。

ウ　教員の長時間勤務の要因の一つになっている部活動については、「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）に基づき、週１回のノークラブデーを含め適切な休養日を設定し、部活動における長時間勤務の縮減に向けて、学校全体として取り組むこと。また合同部活動の実施に当たっては、教員の負担軽減に配慮するよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。

エ　学校閉庁日を設定し、原則として幼児・児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促すこと。夏季休業中には８月10日から16日の間に連続３日間以上設定すること。冬季休業中には12月28日から１月４日の間に連続３日間以上設定するよう努めること。

|  |
| --- |
| 「部活動の適切な運営について」（令和元年12月２日・教保第2211号）「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年２月）「働き方改革ポータルサイト」（教育庁教職員室庁内Ｗｅｂページ）「働き方改革に係る学校閉庁日の実施について（通知）」（平成30年11月６日・教高第3100号）「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」（平成30年３月28日・教総第3447号）「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について（通知）」（平成28年12月７日・教職企第1838号） |

### （19）【個人情報の適正な管理】

府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、個人情報の取扱いに対する教職員の意識を高めることが必要である。そのためには、教職員一人ひとりが個人情報の適正な取扱いができるよう、定められた手順を守ることをはじめ、個人情報の管理のためのルールの徹底を図る必要がある。

ア　「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月４日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。

イ　個人情報の誤送付や紛失が相次いでいる現状を踏まえ、「個人情報の適正管理のために」（平成30年９月）等を用いて、教職員に対し研修を行うとともに一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。

ウ　万一事象が生起した場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

|  |
| --- |
| 「個人情報の適正管理のために」（平成30年９月12日・教高第2583号）「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月４日）「個人情報の適正な管理について」（平成27年６月３日・教委高第1653号）「統合ＩＣＴネットワークへの個人情報データ移行について」（平成26年７月１日・教委高第1910号）「教育委員会情報セキュリティーポリシー実施手順」（平成26年４月１日改正）「個人情報の適正な管理等について」（平成24年６月20日・教委高第1776号／教委施財第1809号）「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年６月９日・教委学事第1427 号） |

### （20）【学校会計事務等の適正化】

府立学校における会計事務は、規則・マニュアルに基づいて適正に処理する必要がある。学校指定物品等については代金引換や後払い方式を徹底し、不測の事態が生じた際の損害を回避できるように事務処理を行う必要がある。また、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物（ＰＣＢ等）の保管及び管理又は処分に係る事務は、関係法令・要領・手引きに基づき適正に処理する必要がある。

ア　契約・支出事務等の予算の執行等に当たっては、財務規則及び随意契約ガイドライン等に基づき適正に行うとともに、その効率的・効果的な執行に努めること。

イ　学校徴収金等の取扱いは、「学校徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること｡

|  |
| --- |
| 「大阪府ＰＣＢ廃棄物適正管理の手引き」（令和２年５月15日改正）「学校徴収金等の会計処理基準」（令和２年４月１日教施財第4326号一部改正）「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和２年４月一部改正） |

## 重点７　安全で安心な学びの場づくり

### （21）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センターや市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

ア　幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合える環境を整えること。

イ　幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境や日常生活の変化に起因する幼児・児童・生徒の心身への影響にも十分留意すること。

ウ　「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。

|  |
| --- |
| 「学校・教育委員会等向け　虐待対応の手引き」（令和２年６月改正・文部科学省）「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）「子どもたちの輝く未来のために　～児童虐待防止のてびき～」（平成23年３月改訂）「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年２月１日施行）「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年６月改正） |

### （22）【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア　火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ　防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

ウ　教職員には「教職員防災必携」を常に携帯させ、非常配備が発令された場合は、それに従って行動するよう指導を徹底しておくこと。

|  |
| --- |
| 「令和２年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」（令和２年７月16日・教高第1882号)「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年７月６日　教高第1905号）「学校における防災教育の手引き（改訂２版）」（令和元年６月改訂）「『教職員防災必携』について」（平成30年９月12日・教高第2590号）「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年２月・文部科学省）「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成について（平成29年３月31日・教高第4137号）「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年８月27日・教委保第1831号）「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年３月・文部科学省）「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年３月・文部科学省） |

### （23）【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えることが必要である。

ア　食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、自校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、必要に応じて見直すこと。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めること。

イ　「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び自校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

ウ　食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることからも、食物アレルギーの事故は、いつ、どこででも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

エ　熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

オ　感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

カ　「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

キ　「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなることのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

|  |
| --- |
| 「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」（最新版を参照すること）「熱中症事故の防止について」（令和２年７月１日・教保第1477号）「熱中症事故の防止について［修正版］」（令和２年６月８日・教保第1347-2号）「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン≪令和元年度改訂≫」（令和２年３月・日本学校保健会）「『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」（令和元年５月29日・教保第1316号）「熱中症事故等の防止について」（平成30年５月31日・教保第1345号）「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年３月・日本学校保健会）「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（平成29年２月）「人権教育リーフレット６『食物アレルギーのある子どもへの配慮』」（平成27年３月）　「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年３月・文部科学省）「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年３月28日・教委保第2889号） |

### （24）【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

　　依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア　学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

|  |
| --- |
| 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年３月・文部科学省） |

## 重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### （25）【家庭教育支援の充実】

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭教育が困難な現状が指摘される中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育が充実する取組みを促進する必要がある。

ア　児童・生徒に対して、学校の授業など様々な機会を通じて、親学習の推進・充実を図ること。また、保護者が、家庭教育について考えたり相談したりできるよう、その推進に努めること。

|  |
| --- |
| 「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（令和２年３月増補）「『親』をまなぶ・『親』をつたえる　親学習　指導事例」（令和２年３月増補）「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」（大阪府Ｗｅｂページ） |